

(設置)

第1条 堺市地域防災計画に定める災害時において市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために講じる災害応急対策のうち、避難所の開設及び運営等に関する業務に従事させるため、災害地区班員を置く。

(避難所)

第2条 この規程において「避難所」とは、災害が発生し、又はその発生が予測される場合において市民の生命、身体等を保護するため、本市の区域内に存する学校、体育館その他の公の施設のうちから、市民が避難できる場所として市長が指定するものをいう。

(災害地区班員の任命等)

第3条 災害地区班員は、市長が担当すべき避難所を指定して任命する。

2 災害地区班員の任期は、5年とする。ただし、市長は、特に必要があると認める場合は、これを短縮することができる。

(災害地区班員の職務)

第4条 災害地区班員は、避難所において次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 避難所の開設に関する業務
- (2) 避難所の運営に関する業務
- (3) 堺市災害対策本部及び現地災害対策本部との連絡及び調整に関する業務

(被服等の貸与)

第5条 災害地区班員には、職務上必要な被服及び資機材等を貸与するものとする。

(従事命令)

第6条 災害地区班員は、次に掲げる場合には、あらかじめ堺市災害対策本部長が定めるところに従い、速やかに担当する避難所に参集し、第4条各号に掲げる業務に従事しなければならない。

- (1) 台風、火災等による災害が発生し、又はその発生が予測される場合において、堺市災害対策本部から避難所を開設する旨の命令が発せられたとき。
- (2) 本市の区域内において震度6弱以上の地震が発生したとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害対策本部が設置されていないときは、堺市危機管理センター設置規程（平成19年庁達第16号）第3条第1項に規定する危機管理センター長が災害地区班員に対して第4条各号の業務に従事することを命ずることができる。この場合における第4条第1項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「堺市災害対策本部」とあるのは「堺市危機管理センター」とする。

(研修等の実施等)

第7条 危機管理室長は、災害地区班員の職務を円滑に推進するため、避難所の運営等について、研修の実施その他の必要と認める措置を講じなければならない。

2 災害地区班員は、避難所の運営等を円滑に行うため、市長が指定する研修等に参加しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、災害地区班員について必要な事項は、危機管理室長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この庁達は、示達の日から施行する。

(経過措置)

2 この庁達の施行の際、現に第4条に規定する災害地区班員の職務に相当する職務に従事するよう辞令を受けている者については、第3条第1項の規定により任命された者とみなす。この場合において、当該災害地区班員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則

この庁達は、示達の日から施行する。